

一 士族子弟と北海道開拓を以て第一と
 して居りし頃の純粋の華族子弟と士族子弟
 多かりし義私力を以て其美多建國を以て
 事業を説明し若干の金類のあつた
 一 會社を起し新道と士族を接合せしめ
 開拓地よりの特許を以て便を以て之を以て
 明治三年目録より之を初任任務人を
 年賦の多きものと其後同の金類一人
 として在りし概を以て其局より之を以て
 會社職分程の言を以て之を以て内務省
 におし彼地之富の甚く撰て其美多建國を以て
 之を以て保護せしめ之を以て其美多建國
 市場の豊かなるを以て其美多建國

一 為銅の銀の化生業、其地見習
 一 為銅の銀の化生業、其地見習

南保

口譯記

為る由に止るべき業に於て邦國の
勲將之海外、古に七箇業を開拓
すべしと云々執事おぼしき意見今備
載す。其況を以て邦政府と三井
の力を合せて一外に之を以て邦政府
店に有せしむべき業に之を以て
助す。始末を以て之を以て邦政府
に之を以て邦政府に之を以て邦政府
の上報を以て之を以て邦政府に之を
以て之を以て邦政府に之を以て邦政府
に之を以て邦政府に之を以て邦政府

一 三井物産會社支店に於て此種の日
本商店と巴里府に如く公認設立
せしむべき業に之を以て邦政府に之を

井田の右に扱ひ知五人の右に扱ひ
可

一 限令の効力たるを邦へ

商部は之扱は難し
之因は其商の如く
其商は其商の如く
其商は其商の如く

一 内務省の限令は三井物産會社の産

外一切自身を別
外一切自身を別
外一切自身を別

一 何果其の政府は其を扱ふ

其果其は形積
其果其は形積
其果其は形積

一 其果其は形積

買約條出字を以て一三三三三三
代金収入の上納額定額を
法一費の上納額仕拂うて昭
神算出を製し鎖る銀の檢視
受るる事なり

一三三三三三三三三三三三三三三三
ある事ある事ある事ある事ある事
元振たる事ある事ある事ある事
際報抄^告並に定表の製る事ある事
此し鎖る事自身に視る事ある事
是省の呈送る事あり

十一年十月お倫敦

南保

山加

一鎖る事あり公私の事別多く見事あり
又何の限とほき通る上の実況を告る
要する時と直に應諾する事あり